

さんこう 鑽孔式の整備記録用紙についての手引き

以下 ①～⑤が事務局からの注意事項となります。

① アジャスタ各位の固有の登録番号が鑽孔されております。

鑽孔方式の整備記録用紙であることにより、誰の整備記録用紙であるか特定可能です。不正利用の抑止、偽造防止や 自差修正作業の整備記録用紙の文書の信用性を向上させるものです。くれぐれも、不適正な扱いがされない様、善良な注意を持って管理をお願いいたします。

② 1 隻分の整備記録用紙 1 式は、3 枚綴りとなっており、5 隻分を 1 冊として綴じています。

1 枚目：薄い白い用紙は、アジャスタ自身の控えです。

2 枚目および 3 枚目は、船へ提出 と 運輸局・造船会社・船舶保有会社等への提出用です。

※ 2 枚目および 3 枚目は切り取り用のミシン目が付いております。

※ 2 枚目、3 枚目はコピーをすると偽造防止用に COPY の文字が浮き上がります。

※ 複写用カーボン紙はご自身でご用意ください。圧力転写式では日数の経過で文字が消えてしまいますので、当協会は複写用カーボン紙を使用する形式としています。複写用カーボン紙を使用しないで明瞭な記録を希望される場合には、3 枚とも手書きにしているアジャスタもいます。

※License stamp および Adjuster's signature は、自差修正後に捺印・署名を行うことが原則ですが臨機応変に対応してください。第三者による不正使用に注意して下さい。

Adjuster's signature はアジャスター本人の自署に限ります。

「名前のスタンプ」は使用しないでください。

最終頁（5 隻の修正を取りまとめた 1 頁）の作成と事務局への送付

※ 5 隻分の修正をしましたら、最終頁を事務局へご送付をお願いいたします。事務局ではアジャスタ個人毎に管理し、外部からの問い合わせに対応し保証します。

③ 整備記録用紙には、各位のアジャスタ登録番号と 1 冊（5 隻分）ごとに発行した累積連番を鑽孔して集計・管理できる様になっています。若い連番から使用してください。

④ 1 セット（5 隻分が 1 冊で 5 冊セット = 25 隻分を 1 セット）単位で頒布しております。会員 1 人に対して、1 度に 2 セットの要望まではお受けいたしますが、それを超える数量は、お断りする場合があります。2 セットまでは、レターパック・ライト（370 円） 1 部で郵送可能です。他にビニールケースや残存自差図表を同時にお求めの場合は、レターパック・プラス（540 円）にするか、普通郵便等を併用する場合があります。郵送料の自己負担額がなるべく少ない方法でお送りいたします。お急ぎの場合には速達等の対応をしますのでお知らせください。

⑤ 退会されるときは、未使用の鑽孔式整備記録用紙の返却をお願いいたします。

第三者による不正使用を防止するためですので、よろしくお願ひします。

以上